

徳島大学大学院口腔科学教育部リサーチ・アシスタント実施要項

(趣旨)

第1 この要項は、リサーチ・アシスタント実施要項（平成8年文学機第310号文部省学術国際局長通知）に基づき、徳島大学大学院口腔科学教育部（以下「本教育部」という。）におけるリサーチ・アシスタント（以下「R・A」という。）の実施等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2 R・Aは、本教育部における学術研究の一層の推進に資する研究支援体制の充実・強化並びに若手研究者の養成・確保を促進するため、本教育部が行う研究プロジェクト等に、優れた大学院博士課程の学生を研究補助者として参画させ、研究活動の効果的推進、研究体制の充実及び若手研究者としての研究遂行能力の育成を図ることを目的とする。

(名称・身分)

第3 名称は、R・Aとし、常時勤務する職員の1週間当たりの勤務時間の4分の3を超えない範囲内で勤務する有期雇用職員とする。

(職務内容)

第4 R・Aは、指導教員（主任教授を含む。以下同じ。）の了解の下、本教育部が行う研究プロジェクト等を効果的に推進するため、研究補助者として従事し、当該研究活動に必要な補助業務を行う。

(採用等)

第5 R・Aの採用等は、次によるものとする。

- (1) 対象は、将来、研究者となる意欲と優れた能力を有する本教育部博士課程の学生とする。
- (2) 選考は、原則として公募によるものとし、別に定める基準により行うものとする。
- (3) 1人当たりの雇用時間は、原則として週20時間程度を上限とし、月100時間以内とする。
- (4) 1時間当たりの手当は、予算の範囲内において定められた算式により算出した額をもって時間給とする。

(提出書類)

第6 予算措置によりR・Aとして認められた者は、「リサーチ・アシスタント申出書」（様式1）を、蔵本事務部歯学部事務課学務係（以下「学務係」という。）に提出するものとする。

(承認)

第7 学務係は、「リサーチ・アシスタント申出書」を大学院教務委員会に提出し、その承認を得るものとする。

(勤務時間)

第8 R・Aの勤務時間は、本学部及び徳島大学大学院口腔科学教育部（歯学研究科）教育課程に基づく授業時間について、当該学生の研究指導、授業等に支障が生じない範囲内とする。

(勤務時間報告書)

第9 R・Aは、勤務状況等の報告のため、「リサーチ・アシスタント勤務時間報告書」（様式3）に必要事項を記入し、指導教員の確認後、月末毎に速やかに学務係に提出する。

(報告)

第10 受入教員は、R・Aの雇用期間終了後、R・Aの採用により得られた成果等について、「リサーチ・アシスタント実績報告書」（様式5）を本教育部長に提出するものとする。

(その他)

第11 この要項について疑義が生じたときは、大学院教務委員会で審議し、本教育部教授会に諮るものとする。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から実施する。

(略)

附 則

この要項は、平成28年4月1日から実施する。